

空き家対策防府モデル事業実施要綱

令和4年4月8日制定

令和5年5月19日改正

令和6年5月10日改正

令和7年5月12日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家と狭あい道路の解消により、地域の安全・安心及び居住環境の再生を図ることを目的とした、空き家対策防府モデル事業（以下「モデル事業」という。）を令和7年度に実施するために必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条

(事業対象地域) この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路及び市長がこれに準ずるものと認める道
- (2) 事業者 モデル事業に選定された事業を行う者
- (3) 空き家 概ね1年以上使用されていない建築物
- (4) 道路用地 狭あい道路の境界線からモデル事業で拡幅する道路の境界線までの間の用地、一体的に整備する隅切り用地及び転回広場

第3条 モデル事業の対象となる地域は、次に掲げる区域をいずれも満たす地域とする。

- (1) 防府市立地適正化計画（令和3年4月策定）に定める居住誘導区域
- (2) 防府市都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る告示（平成8年防府市告示第32号）により指定された地域を含む別表に定める町丁目の区域

(対象事業)

第4条 モデル事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 狭あい道路を4メートル以上の幅員に拡幅するもので、用地の測量、

分筆登記、道路舗装、附属物設置又は工作物移設を行うものであること。

(2) 事業者は、道路用地を取得のうえ、事業の完了期日までに市へ譲渡すること。

(3) 拡幅後の道路は、市道路線編入基準に関する規程（昭和52年防府市訓令第2号）第2条又は帰属（寄附）道路の取扱要綱（平成12年7月25日制定）第2条第1号から第5号までの要件を満たすこと。

(4) 道路用地は、事業完了までに次の基準を満たすこと。

ア 所有権以外の権利設定がないこと。

イ 分筆されていること。

ウ 市が指定する舗装構成とすること。

エ 袋路状道路の場合は、必要に応じて転回広場を設けること。

(5) 拡幅する狭あい道路沿いに存する空き家を1戸以上解体し、同一敷地内の建築物、工作物、立木、動産等の全てを除却すること（居住その他の使用をする場合で市長が認めたものを除く。）

（道路用地の買取価格）

第5条 市が、前条第2号の道路用地を買い取る価格は、次の算定式により求めた価格と事業者が取得した価格の安価な方を上限とする。

事業実施年度の固定資産税路線価 $\times 10 \div 7 \times$ 拡幅面積

ただし、算定式により求めた価格に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（事業の完了期日）

第6条 事業は、令和8年2月27日までに完了しなければならない。

（事業者の要件）

第7条 事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札の参加資格を有しないもの）に該当しないこと。

(2) 国税及び防府市税の滞納がない者（法人の代表者が防府市に住所を有する場合は、代表者を含む。）

(3) 事業の認定日までに、防府市物品調達等に係る指名停止等措置要綱（

平成12年8月1日制定)及び防府市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成6年7月1日制定)に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始申し立てをしていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続きの開始申し立てをしていないこと。ただし、更生手続き又は再生手続きの終結の決定を受けた者は除く。

(5) 申請者(法人の場合は代表者。個人の場合はその者。)が防府市暴力団排除条例(平成23年防府市条例第21号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)ではないこと。

(6) 法人である場合の役員及び使用人又は個人である場合の使用人のうち暴力団員に該当する者がいないこと。

(7) 上記(5)及び(6)に該当する者が条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(8) 本業務を円滑に履行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

(9) その他市長が不適當と認める者

(事前協議)

第8条 モデル事業を実施しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ事前協議申請書(第1号様式)を市長に提出し、協議しなければならない。

(事業の認定申請)

第9条 申請者は、別に定める期限までに事業認定申請書(第2号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 位置図、案内図

(2) 地籍図(公図)

(3) 事業対象地(道路用地及び空き家)の登記全部事項証明

(4) 事業計画書(第3号様式)

(5) 資金計画書(第4号様式)

(6) 土地利用計画図

(7) 道路用地及び空き家の所有者又は相続人の同意書（第5号様式）

(8) 現況写真

(9) 国税及び防府市税の滞納がないことを証する書類

(10) その他市長が必要と認める書類

（自治会連合会の推薦に基づく事業地域での事業の募集）

第10条 市長は、空き家対策防府モデル事業の対象地域に全部又は一部が含まれる自治会が属する地域自治会連合会が推薦する事業地域で本事業を行う者を募集することができる。

2 地域自治会連合会が事業地域の推薦を行う際は、前条第1号から第3号まで及び第7号の書類を提出するものとする。

3 第1項の募集に応募しようとする者は、前二条に規定する手続きを行うものとする。

（モデル事業の認定）

第11条 市長は、前二条による申請があったときは、当該申請に係る事業計画書等の審査を行い、募集件数の範囲内でモデル事業の認定を行う。

（審査委員会の設置）

第12条 市長は、前条の審査を行うため、空き家対策防府モデル事業選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

（審査結果の通知）

第13条 市長は、第11条の審査を行ったときは、その結果を審査結果通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 市長は、事業者に対して、狭あい道路の整備及び空き家の解体に要する費用の一部を補助することができる。

2 前項に規定する狭あい道路の整備に係る補助金の交付等に必要な事項は、別に定める。

3 第1項に規定する空き家の解体に係る補助金の交付等に関しては、防府市危険空き家等解体費補助金交付要綱による。

(事業の実施)

第15条 事業者は、適切にモデル事業を実施しなければならない。

(事業計画の変更)

第16条 事業者は、事業の認定を受けた後に事業計画を変更しようとするときは、市長へ事前協議の上、事業計画変更承認申請書（第7号様式）に当該変更に係る資料を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、事業計画の変更を承認したときは、事業計画変更承認書（第8号様式）により、事業者に通知するものとする。

(事業の取下げ)

第17条 事業者は、事業者の認定を受けた後に事業を行うことができなくなったときは、あらかじめ市長と協議の上、書面により申し出ることとする。

(完了報告)

第18条 事業者は、事業の完了後、速やかに事業完了報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 工事写真（着工前・施工中・完成時）

(2) 事業に係る契約書(請書)

(3) 確定測量図

(4) その他市長が必要と認める書類

(完了検査)

第19条 市長は、前条の完了報告書の提出があったときは、当該書類の審査を行うとともに事業者と協議の上、適切な時期に完了検査を行うものとする。

(是正のための措置)

第20条 市長は、前条の規定による完了検査の結果、モデル事業の成果が認定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該事業について、必要な措置を事業者に対して指示することができる。

(普及啓発等)

第21条 市長は、モデル事業の普及啓発を目的として、その事業の内容について個人情報保護に関して必要な措置を講じた上で公表することができる。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月8日から施行する。
(失効)
- 2 この要綱は、令和8年3月31日をもってその効力を失う。ただし、同日までに認定を受けたモデル事業については、同日以後もその効力を有するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月12日から施行する。

別表（第3条関係）

緑町一丁目、南松崎町、東松崎町、松崎町、上天神町、天神一丁目、天神二丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、宮市町、迫戸町、戎町一丁目、戎町二丁目、八王子一丁目、八王子二丁目、今市町、新橋町、千日一丁目、千日二丁目、平和町、佐波一丁目、佐波二丁目、寿町、東三田尻一丁目、東三田尻二丁目、三田尻一丁目、三田尻二丁目、三田尻三丁目、鋳物師町、車塚町、お茶屋町、三田尻本町、自力町、華浦一丁目、松原町、岡村町、中央町、駅南町
--

第 1 号様式（第 8 条関係）

事前協議申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

空き家対策防府モデル事業実施要綱第 8 条に基づき、関係書類を添えて事前協議を申請します。

記

1 事業予定地	
道路拡幅区域	防府市 地先から 地先まで
空き家の所在地	防府市 番
2 利用計画の概要	

※関係書類

- （ア）位置図、案内図
- （イ）地籍図（公図）
- （ウ）事業計画書（第 3 号様式）
- （エ）現況図（縮尺 300 分の 1～1,000 分の 1 ※以下同様）
- （オ）土地利用計画図
- （カ）その他（ ）

第 2 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

事業認定申請書

下記の地域において別添計画により実施する事業について、空き家対策防府モデル事業の認定を受けたいので、空き家対策防府モデル事業実施要綱第 9 条に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業実施場所	防府市
2 誓約事項	以下のことを誓約します。 ○私は、暴力団員でないこと。 ○当社の役員及び使用人に暴力団員に該当する者はいないこと。 ○暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。
3 備考	

※関係書類

- （１）位置図、案内図
- （２）地籍図（公図）
- （３）事業対象地（道路用地及び空き家）の登記全部事項証明
- （４）事業計画書（第 3 号様式）
- （５）資金計画書（第 4 号様式）
- （６）土地利用計画図

(7) 造成計画平面図

(8) 断面図

(9) 給排水施設計画平面図

(1 0) 道路用地及び空き家所有者又は相続人の同意書（第 5 号様式）

(1 1) 現況写真

(1 2) 国税及び防府市税の滞納がないことを証する書類

(1 3) その他市長が必要と認める書類

第 3 号様式（第 9 条関係）

事業計画書

1 事業の概要

対象道路の位置	防府市 防府市 地先から 地先まで		
対象道路	道路延長	幅員（工事前） m	
	m	幅員（完了） m	
	拡幅部分の面積 m ²		
解体する空き家	件	所在地	所有者
道路用地	対象地 筆	面積 m ²	
事業対象地の 工作物	種類	数量	
工事着手予定 年月日	年 月 日		
工事完了予定 年月日	年 月 日		

第 3 号様式（裏面）

2 事業内容

（１）道路拡幅部分の用地取得

地番	面積
	m ²
	m ²

（２）分筆登記及び測量

地番	面積
	m ²
	m ²

（３）道路及び附属施設の工事内容

舗装 延長 m

舗装構成

側溝設置等 延長 m

構造等

（４）工作物移設

種類	高さ	長さ	構造	備考
	m	m		
	m	m		

※添付書類

（１）工作物等配置図

（２）現況写真

（３）新設工作物等配置図

3 事業スケジュール

事業内容	着手予定（年月）	完了予定（年月）

※工程表を添付のこと。

第4号様式（第9条関係）

資金計画書

事業費	区分	施工者	面積 (㎡)	㎡当たり単価 (円)	金額 (円)
	用地買収				
	測量				
	登記				
	敷地整備工事				
	道路工事				
	側溝工事				
	擁壁類工事				
	その他附帯工事				
	事務費				
	その他				
	計				
財源	自己資金	預貯金等の種類	金融機関及びその店舗の名称		金額 (円)
		小計			
	借入金	金融機関、個人その他の借入先の名称等			金額 (円)
		小計			
	計				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第5号様式（第9条関係）

同意書

年 月 日

次の場所で防府モデル事業を実施することについて同意します。

事業実施場所	防府市
--------	-----

[illegible]

第 6 号様式（第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

防府市長

審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった空き家対策防府モデル
事業認定申請について審査した結果、下記のとおり（認定／不認定）
を決定しましたので通知します。

記

1 審査結果（認定の場合 は条件等、不認定の場合 はその理由）		
2 事業実施場所	防府市	
3 事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
4 事業内容	年度	
	年度	
5 備考	・ 認定事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長に協議し、書面で申し出ること。 ・ 認定事業の内容を変更しようとするときは、市と事前協議を行った上で、事前に事業計画変更承認申請書（第 7 号様式）を提出すること。 ・ 認定事業が完了したときは、速やかに事業完了報告書（第 9 号様式）を提出すること。	

第 7 号様式（第 1 6 条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で認定された、空き家対策
防府モデル事業について、下記のとおり変更したいので、関係書類を
添えて申請します。

記

1 変更内容	
2 変更理由	
3 備考	

※関係書類

認定申請時に添付した書類のうち、変更に関係する書類を添付する
こと。

第 8 号様式（第 1 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

防府市長

事業計画変更承認書

年 月 日付けで申請のあった、空き家対策防府モデル事業については、下記のとおり変更を決定しましたので通知します。

記

1 当初認定年月日 ・文書番号	年 月 日 第 号
2 変更内容	
3 変更決定の条件	
4 備考	

第 9 号様式（第 1 8 条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

届出者 住 所
氏 名
電話番号

事業完了報告書

年 月 日付 第 号により認定された、空き
家対策防府モデル事業について、事業が完了しましたので、下記のと
おり関係書類を添えて報告します。

記

1 事業実施場所	防府市
2 事業完了年月日	年 月 日
3 備考	

※関係書類

（ア）工事写真（着工前・施工中・完成時）

（イ）事業に係る契約書（請書）

（ウ）確定測量図

（エ）その他市長が必要と認める書類